

議案第7号

阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部を改正する条例について

阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月29日 提出

阪神水道企業団  
企業長 山中 敦

阪神水道企業団職員退職手当金条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団職員退職手当金条例（昭和24年条例第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第11条の2 省略</p> <p>2及び3 省略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、企業長に対し、その取消しを申し立てることができる。</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第11条の2 省略</p> <p>2及び3 省略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条</u>に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、企業長に対し、その取消しを申し立てることができる。</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p>	

附 則

この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日から施行する。

(理由)

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、行政処分に対する不服申立てをすることができる期間を定めた条文が、第14条第1項及び第45条から、第18条第1項に変更されることとなったことに伴い、所要の改正を行おうとするものである。